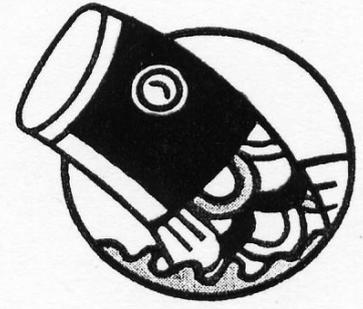


いの町から転出される方へ



新しい市町村に **住み始めた日から14日以内**に 必ず転入届をしてください。

転入届には、いの町発行の転出証明書、印鑑、本人確認のための運転免許証等のほか **下記の項目に該当する場合は別途手続きが必要**です。

もし、転出予定日が変更になったり、別の住所地に転入する場合でもこの転出証明書で差し支えありませんので紛失しないように大切にをお持ちください。都合により転出を取りやめる場合は、必ず転出証明書を持って転出取消しの手続きにおいでください。

項 目	いの町での手続き	新住所地での手続き・持参するもの
印鑑登録	<ul style="list-style-type: none"> 転出（予定）日で登録は喪失します 印鑑登録証をお返しください 	必要な方は転入先で印鑑登録の手続きを行ってください
個人番号カード	個人番号カードを申請中の方は、転入先市町村で新たに申請する必要があります	個人番号カード （住所変更の手続きをしてください）
住民基本台帳カード	<ul style="list-style-type: none"> 転入先で引き続き使用しない場合は回収します 	住民基本台帳カード （住所変更の手続きをしてください）
国民健康保険加入者	<ul style="list-style-type: none"> 転出（予定）日の翌日に資格は喪失します 被保険者証をお返しください 世帯全員の転出、世帯主の転出の場合は税の精算をしてください 	加入の手続きを行ってください <ul style="list-style-type: none"> 印鑑 前年中所得の申告が必要となります
国民年金加入者	ありません	転入届を提出してください <ul style="list-style-type: none"> 印鑑 基礎年金番号のわかるもの
児童手当受給者	<ul style="list-style-type: none"> 資格消滅届を提出してください いの町で支給月の連絡票の交付を受けてください 	認定の手続きを行ってください <ul style="list-style-type: none"> 左記の連絡票 必要書類については転入先の市町村にお尋ねください
児童扶養手当受給者	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更届を提出してください 	印鑑、児童扶養手当証書を持参して手続きを行ってください
特別児童扶養手当受給者	<ul style="list-style-type: none"> 住所変更届を提出してください 	印鑑、特別児童扶養手当証書を持参して手続きを行ってください
後期高齢者医療	【県外へ転出される方】 <ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届を提出してください 転出（予定）日の翌日に資格は喪失します 負担区分等証明書の交付を受けてください 被保険者証をお返しください 	【県外へ転出される方】 印鑑、後期高齢者医療による負担区分等証明書を持参して手続きを行ってください
	【県内市町村へ転出される方】 <ul style="list-style-type: none"> 転出届を提出してください 被保険者証をお返しください 	【県内市町村へ転出される方】 印鑑を持参して、転入届を提出してください
福祉医療受給者 （乳児・幼児・児童・障害）	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届を提出してください 転出（予定）日の翌日に資格は喪失します 受給者証をお返しください 	転入先の市町村で制度の有無をお尋ねください
ひとり親家庭医療受給者	<ul style="list-style-type: none"> 資格喪失届を提出してください 転出（予定）日の翌日に資格は喪失します 受給者証をお返しください 	
バイク（125cc以下）の所有者の方	<ul style="list-style-type: none"> 原付二輪車の廃車届をしてください ナンバープレートの返還をしてください 	原付二輪車の登録をして、ナンバープレートの交付を受けてください
いの町内の固定資産所有者	<ul style="list-style-type: none"> 納税通知書の送付先をご連絡ください 	
【問い合わせ先】 ◎本庁 町民課 893 - 1117 ◎吾北総合支所 住民福祉課 867 - 2300 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2112		
【登録証・受給者証等の返還のみ】 ◎枝川出張所 893 - 1891 ◎八田出張所 893 - 0121		

項 目	い の 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
身体障害者手帳・療育手帳	ありません	居住地変更届を提出してください
精神障害者保健福祉手帳	ありません	記載事項変更の手続きを行ってください
介護保険対象者の方	<ul style="list-style-type: none"> ・転出（予定）日で資格は喪失します ・認定 ・保険証をお返しください 	資格取得の手続きを行ってください
介護保険施設入所のための転出	<ul style="list-style-type: none"> ・住所地特例適用届を提出してください ・新住所の被保険者証は後日送付します 	左記の被保険者証を入所施設に提示してください
介護保険要介護（支援）認定申請中の方	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証明書を交付または送付します 	左記の証明書を持参して、要介護（支援）認定の手続きを行ってください
【問い合わせ先】 ◎ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） 893 - 3810 ◎吾北総合支所 住民福祉課 867 - 2300 ◎本川総合支所 住民福祉課 869 - 2114		

項 目	い の 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
公立小中学校在学中の生徒	<ul style="list-style-type: none"> ・在学していた学校と教育委員会事務局または教育事務所に届出をしてください ・学校で、在学証明書と教科書用図書給付証明書の交付を受けてください 	左記の証明書を持参して新しい学校で転校手続きを行ってください
幼稚園通園中の児童	<ul style="list-style-type: none"> ・退園届を幼稚園または教育委員会へ提出してください 	幼稚園、保育園入園の手続きを行ってください ※世帯状況により課税証明書が必要となります
保育園通園中の児童	<ul style="list-style-type: none"> ・保育園退園届を保育園へ提出してください 	
【問い合わせ先】 ◎各学校、幼稚園、保育園 ◎本庁 教育委員会事務局 893 - 1922 ◎吾北教育事務所 867 - 2133 ◎本川教育事務所 869 - 2331		

項 目	い の 町 で の 手 続 き	新 住 所 地 で の 手 続 き
上下水道利用者の方	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料、下水道料の精算（閉栓）をしてください ※枝川八代地区の方で「農業集落排水施設」を利用されている場合は、使用料に係る使用者変更届が必要です	
【問い合わせ先】 ◎本庁 上下水道課 ・水道係 893 - 1920 ・下水道係 893 - 1161 ◎吾北総合支所 建設課 867 - 2315 ◎本川総合支所 産業建設課 869 - 2115		